瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業許認可方針(瀬戸内海海区) 【いわし・いかなご船びき網漁業】

令和2年11月26日改正

本県瀬戸内海海区におけるいわし・いかなご船びき網漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり 定める。

第1章 制限措置

(使用船舶)

- 第1 瀬戸内海機船船びき網漁業に使用する船舶は総トン数9.99トン以下のものでなければならない。
- 2 瀬戸内海のうち徳島県鳴門市大磯埼突端と南あわじ市沼島北端を結んだ直線及びその延長線以北の海域においては、瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業に使用する船舶は馬力数110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下のものでなければならない。なお、48キロワット(旧漁船法馬力数15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。
- 3 小型機船底びき網漁業との兼業船は、48キロワット(旧漁船法馬力数15馬力)を超える機関を使用してはならない。

(漁業種類、操業区域、漁業時期)

- 第2 各地区の漁業種類、操業区域並びに漁業時期は、原則として別表各欄の範囲内とする。
- 2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定を削除し、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

(操業区域の除外区域)

第3 別表に掲げる操業区域のうち、次表の左欄の地区について、右欄に掲げる区域は操業区域から除外する。

地区	除外区域
別表の地区欄1の地区 (芦屋)	神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内(第6防波堤、同防波堤突端から第7防波 堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、 同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経 135度22分33秒)まで引いた線、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面)
別表の地区欄2の地区 (神戸市)	神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波 堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、 同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西 宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西 端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれ た海面)

(許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限)

第4 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、 海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。ただし、瀬戸内海機船船びき網漁業にあっては、次 表の湾灘ごとの上限隻数を超えないものとする。

湾灘名	別表の地区		瀬戸内海機船船びき網漁業上限隻数(統数)		
	1	芦屋		(58統)	
	2	神戸市			
大阪湾	7	洲本	116隻		
	8	炬口			
	9	淡路市東浦			
	3	明石市		(43統)	
	4	明石市二見			
	5	伊保			
播磨灘	6	西播	86隻		
	10	北淡			
	11	一宮町			
	12	西淡			
紀伊水道	13	福良	22隻	(11統)	
かしり・ハス色	14	南淡、沼島	22文	(11/1/1/1)	
計			224隻	(112統)	

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

- 第5 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおりの条件を付する。
- (1)網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- (2) 次表の左欄の地区において、それぞれ右欄に掲げる操業時間に係る条件を付する。

地区	条件
別表の地区欄	午後5時から翌日午前6時までは操業してはならない。
13及び14の地区	
別表の地区欄	午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
上欄以外の地区	

(3) 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

は似の焦米	電気設備		
火船の隻数	火船1隻当たりの設備容量	1 統当たりの総設備容量	
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下	

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第6 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の 得られる者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 操業実績のある現に当該漁業の許可を受けている者(以下「既存許可者」という。) であって、次の1) \sim 5) に該当する者。
 - 1) 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の 内容で改めて申請した既存許可者。
 - 2) 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該 漁業を営もうとする既存許可者。ただし、単独経営から共同して当該漁業を営もうとする場合にあ っては、新たに経営に参加する者の数は1名までとし、共同経営者を変更する場合にあっては、新 たに経営に参画する者の数が、新たな共同経営者全体の人数の2分の1以内に限る。なお、新たに 経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する 者も同じ漁協に所属している者に限る。
 - 3) 既存許可者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。ただし、既存許可者(共同して経営している場合にあっては代表者に限る)の2親等以内の血族又は姻族に限る。
 - 4) 瀬戸内海機船船びき網漁業の既存許可者と機船船びき網漁業の既存許可者との相互組み替えを行 う者。ただし、既存許可者が漁協に所属している場合は、同じ漁協に所属している既存許可者同士 の組み替えに限る。
 - 5) 瀬戸内海機船船びき網漁業に階層を上げ当該漁業を営もうとする機船船びき網漁業の既存許可者。 ただし、次の各項目を全て満たしている場合に限る。
 - ①操業区域の湾灘における関係漁業者組織の同意が得られていること。
 - ②階層上げにより第4に規定する湾灘ごとの上限隻数を超えないこと。
 - ③階層上げにより使用する船舶を原則として当該漁業専用船として使用すること。
- (2) 優先順位2位 1位に該当しない者。

(代表者変更の禁止)

第7 共同して経営している場合にあっては、新たな代表者が選定されてから3年を経過しない間は、原則 として代表者の変更は行わないものとする。

(許可更新の禁止)

第8 過去3年間正当な理由なくして休業している者にあっては、原則として許可の更新は行わないものと する。

(許可の有効期間)

第9 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

- 第10 次のとおり教示事項を付する。ただし第3号は、第2の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ付するものとする。
- (1) 地域で決まった自主規制を遵守しなければならない。
- (2) 翌月10日までに漁獲報告書を知事に提出しなければならない。
- (3) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
- (4) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提

起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(その他)

- 第11 当該方針内の旧漁船法馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153 号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。
- 2 当該方針内に記述のある緯経度及び方位は、それぞれ世界測地系及び真方位による。

- 附則 1 昭和55年2月13日制定
 - 2 昭和61年12月2日一部改正 (操業期間、制限又は条件、許可統数)
 - 3 平成2年4月1日一部改正 (制限又は条件、瀬戸内海機船船びき網の許可隻数、機関の制限、承継等の禁止、休業中の許可 更新の禁止)
 - 4 平成6年10月20日一部改正 (制限又は条件)
 - 5 平成9年2月12日一部改正 (制限又は条件、許可の隻数、機関の制限)
 - 6 平成17年12月9日一部改正。ただし、別表の地区名及び操業区域の項中、「五色町」を「洲本市」 に改める部分については、平成18年2月11日から施行し、「家島町」を「姫路市」に改める部分に ついては、平成18年3月27日から施行する。

(機関の制限(馬力表示の併記)、地区名及び操業区域)

- 7 平成19年12月21日一部改正。
 - (操業区域)
- 8 この方針は、兵庫県漁業調整規則(令和2年規則第48号)の施行の日(令和2年12月1日) から適用する。

別 表

<i>D</i> 1	地区	漁業種類	操業区域	漁業時期
1	芦屋	いわし・いかなご 船びき網漁業	神戸港第4突堤東南端より164度の線以東の兵庫県海面。	1月 1日から 12月31日まで
2	神戸市	いわし・いかなご 船びき網漁業	大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海 面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
3	明石市	いわし・いかなご 船びき網漁業	神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。 <u>ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)</u>	1月 1日から 12月31日まで
4		いわし・いかなご 船びき網漁業	明石市二見町から姫路市的形町・木場界と姫路市上島を結んだ線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	1月 1日から 12月31日まで
5	伊保	いわし・いかなご 船びき網漁業	東播磨港別府西防波堤灯台より鹿ノ瀬西方灯浮標を見通した線、姫路市市川河口中央と同市男鹿島東端を結んだ線及び同市男鹿島東端より180度の線の3線と海岸によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
6	西播	いわし・いかなご 船びき網漁業	高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北 航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただ し、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
7	洲本	いわし・いかなご 船びき網漁業	洲本市洲本港北防波堤東端から同市小路谷・由良町内田 界までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
8	炬口	いわし・いかなご 船びき網漁業	洲本市洲本港北防波堤から洲本市安乎町平安浦、淡路市 里界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
9	淡路市東浦	いわし・いかなご 船びき網漁業	洲本市安平町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島 江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
10	北淡	いわし・いかなご 船びき網漁業	淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面。 <u>ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)</u>	1月 1日から 12月31日まで
11	一宮町	いわし・いかなご 船びき網漁業	淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
12	西淡	いわし・いかなご 船びき網漁業	南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで

別 表

	地区		漁業種類	操業区域	漁業時期
13	福良			南あわじ市門崎南横瀬と鳴門市中瀬灯標中心点を結ん	
			船びき網漁業	だ線以南、及び南あわじ市小浦の鼻と潮崎見通し線以西 の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	12月31日まで
	_			, . , . , . ,	
14	南淡、沼	島		南あわじ市潮崎と鳴門市大磯崎を結んだ線から、洲本市	
			船びき網漁業	畑田川に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を	12月31日まで
				除く。	

(注)地区欄3から4及び10にあっては、操業区域に共第24号共同漁業権の区域を含めることについて、漁業権を有する者から同意があった場合は、操業区域に「共第24号共同漁業権(鹿ノ瀬海面)の区域」を加える。